

令和3年5月6日

経済再生担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔 殿

埼玉県知事
大野 元裕
千葉県知事
熊谷 俊人
東京都知事
小池 百合子
神奈川県知事
黒岩 祐治

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び
まん延防止等重点措置の延長に関する共同要望について

現在、東京都においては4月25日から緊急事態措置を、埼玉県、千葉県、神奈川県においては4月20日からまん延防止等重点措置を、それぞれ5月11日までの期間で実施しており、措置の内容等について、一都三県で緊密に連携し、それぞれ感染防止対策に全力で取り組んでいる。

しかし、一都三県では、感染力の強い変異株の割合も急速に拡大しており、予断を許さない厳しい状況が続いている。

一都三県はこれまでも、地域の実情に応じた様々な感染拡大防止対策を連携しながら実施してきたところであるが、現下の状況を踏まえ、引き続き、現在の緊急事態措置及びまん延防止等重点措置について継続することが必要である。

このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置について、5月31日まで継続されること、事業者への財政支援については現行の運用拡大措置を継続すること及び即時対応分を含めその裏付けとなる確実な財源措置を要望する。

また、措置内容の協議に当たっては、地域の実情に応じた弾力的な対応を要望する。